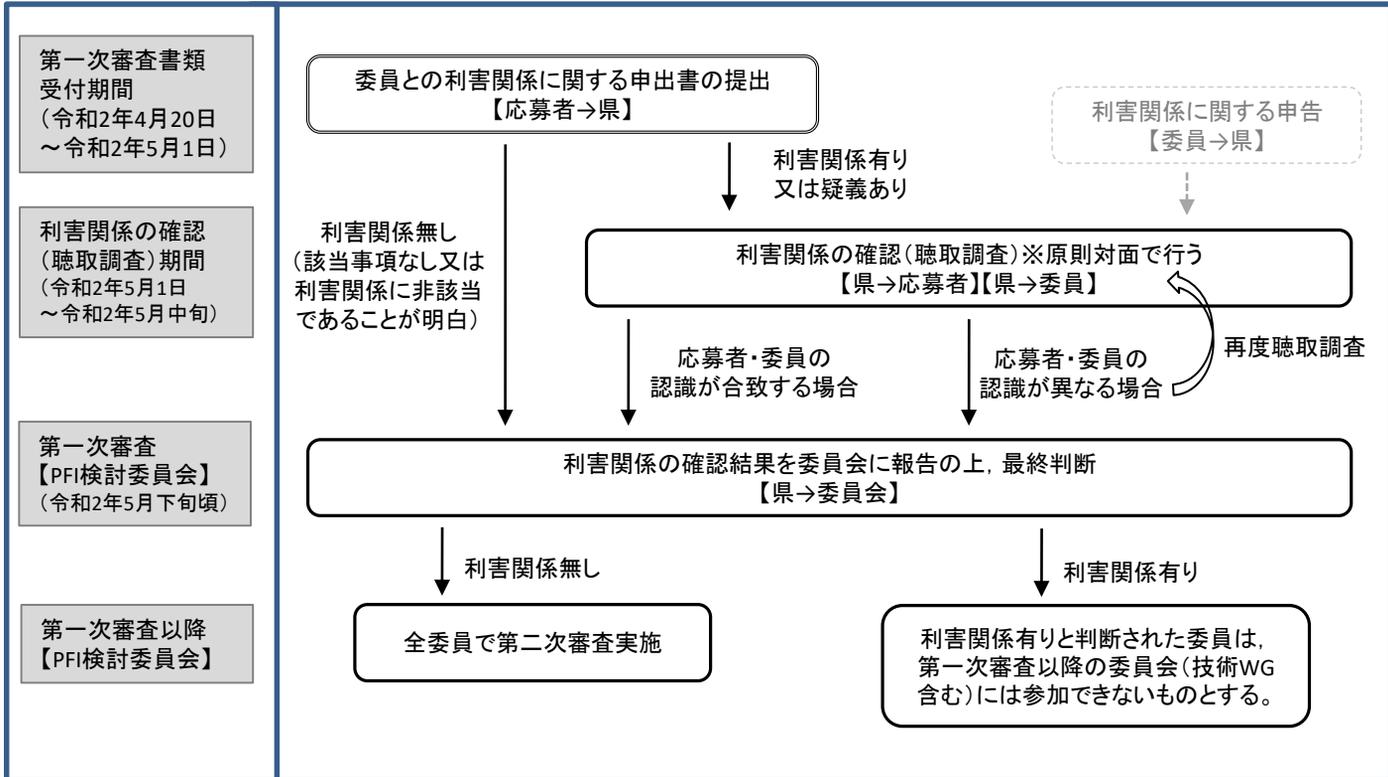


みやぎ型管理運営方式の事業者選定に係る 各委員と応募者との利害関係の確認について

【前提条件】

- ・委員は応募者情報が非開示の状況で審査に当たる(応募のあった企業名も非開示)。
- ・利害関係の申告は、原則応募者が行うものとする。

【利害関係の確認手順】



【その他】

- ・第一次審査書類受付期間以降に、新たな利害関係が生じた場合やコンソーシアム構成員の追加を行う場合は、応募者は当該事実発生日から10日以内に県に申出書を提出し、上記のとおり利害関係の確認を行う。
- ・第一次審査書類受付期間以降(第一次審査書類受付期間以降にコンソーシアム構成員の追加を行う場合は、県に申出書を提出した日以降)に応募者の申告漏れが判明した場合は、当該応募企業又はコンソーシアム構成員は参加資格を満たさないこととする(応募者がその事実を知り得ないやむを得ない事情がある場合は、この限りではない)。また、申出内容に虚偽があった場合についても、参加資格を満たさないものとする。

利害関係の判断基準

利害関係とは、委員と応募者の間において、第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間(※)に、次のいずれかの事実が認められることをいう。

- ① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。
- ② 委員本人と応募者との経済的関係について、公正な評価を妨げる事情があると認められること。
- ③ 委員本人と応募者との間に強い関係性を有しており、当該委員が審査を行うことが適切ではないと認められること。
- ④ 上記のほか、委員と応募者が社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合で、当該委員が審査を行うことが適切ではないと認められること。

※第一次審査書類の提出期限: 令和2年5月1日
優先交渉権者の選定期(予定): 令和3年3月

利害関係の参考例

- ① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。
【参考例】
 - ・委員本人が役員(代表取締役、取締役、監査役等)に就任している企業が応募者である場合
 - ・委員本人が所有又は株式の過半数を保有している企業が応募者である場合
- ② 委員本人と応募者との経済的関係について、公正な評価を妨げる事情があると認められること。
【参考例】
 - ・委員本人が、応募者から俸給、給料、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けている場合
 - ・委員本人又は委員が所属している研究室が、応募者から寄附を受けている場合
 - ・委員本人が、応募者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
 - ・委員本人と応募者との間に、取引があり、かつ応募者からその対価を委員自身が受け取っている場合
- ③ 委員本人と応募者との間に強い関係性を有しており、当該委員が審査を行うことが適切ではないと認められること。
【参考例】
 - ・応募者の企画提案書の中に、何らかの形で委員本人が参画する内容の記述があった場合
 - ・委員本人が所属している法人等から応募があった場合